○八王子市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱

昭和 57 年４月１日施行

改正

昭和 58 年４月１日	昭和 63 年４月１日
平成元年４月１日	平成 13 年４月１日
平成 16 年８月１日	平成 18 年 10 月１日
平成 31 年４月１日	令和３年４月１日
令和７年４月１日	

第１　目的

八王子市障害者地域生活支援事業実施要綱に規定するその他の事業のうち自動車改造助成事業の実施に関し必要な事項を定めるものとし、重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障害者の社会復帰の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

第２　助成対象者

次のいずれにも該当する者とする

（１）　市内に居住する 18 歳以上であって、本人及び扶養義務者等の前年（１月から７月までに改造を行う場合はその前々年）の所得が、特別障害者手当に係る所得制限限度額の範囲内の者であること。

（２）　身体障害者手帳の交付を受けている者であって、上肢、下肢又は体幹の障害の程度が１級及び２級の者であること。

（３）　自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要のある者であること。なお、「自らが所有し、運転する自動車」とは、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に、本人の氏名が記載されている自動車に限る。ただし、割賦購入により自動車を購入している場合、その自動車を本人が割賦購入していることが証明でき、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に本人の氏名が記載されている場合は、その自動車を「自らが所有し、運転する自動車」とみなすことができる。

第３　助成対象経費

操向装置及び駆動装置の改造に要する経費とする。ただし、その額が 100,000 円を超えるときは、100,000 円を限度とする。

第４　申請

自動車の改造を希望する者は、身体障害者用自動車改造費助成申請書（様式第１号）により市長に申請するものとし、申請にあたっては改造を行う業者の見積書（改造の箇所及

び経費を明らかにしたもの。）を添付し、運転免許証及び身体障害者手帳を提示するものとする。

なお、自動車の買い替え等により再度申請を行う場合は、補助具の付け替えによる再利用を原則とする。ただし、次のいずれかに該当するときはこの限りではない。

（１）前回の申請から７年を経過しているとき。

（２）その他市長が特に必要と認めたとき。

第５ 決定

市長は、第４により申請があったときは、その内容を審査して助成の可否を決定し、身体障害者用自動車改造費助成決定通知書（様式第２号）又は身体障害者用自動車改造費助成却下通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

第６ 請求

自動車改造費助成決定通知を受けた者は、当該自動車の改造を行い、その改造の完了後、決定通知日から原則１年以内に身体障害者用自動車改造費助成金交付請求書（様式第４号）に改造に要した経費の支払いを証する書類（領収証、明細書等）を添付し、当該自動車の車検証を提示して、市長に助成金の交付請求をするものとする。

第７ 支払

自動車改造費の請求を受けた後、市長は、当該自動車の車検証等により改造が良好に実施されているか否かを検査し、適当と認めた場合は、請求を受けた日から 30 日以内に請求者に対し助成決定額を支払うものとする。

第８ 助成簿の整備

市長は、助成の状況を明らかにするため、身体障害者用自動車改造費助成簿（様式第５号）を整備しておくものとする。

第９ 関係機関との連絡

市長は、この事業の実施に際し、陸運事務所等の関係機関及び改造を行おうとする業者との連絡を密にするものとする。

附 則

この要綱は、昭和 57 年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 58 年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年４月１日から施行する。

附 則

1　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

2　この要綱は施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。